

我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の 対象拡大に関する一考察

千 手 正 治

はじめに

- I ワンストップ支援とは
- II ワンストップ支援の対象拡大可能性
- III 海外におけるワンストップ支援の状況
おわりに

はじめに

本稿は、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象となる被害者の拡大について、現時点における筆者の見解をまとめたものである。

後述のとおり、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援については、二〇一一年（平成二三）年三月我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察（千手）

二五日に閣議決定された「第2次犯罪被害者等基本計画」（以下「第2次基本計画」とする）に基づき、性犯罪被害者のみがその対象とされている。

しかしながら、筆者の私見では、ワンストップ支援センターとは、従来その必要性が主張されてきた多機関連携による犯罪被害者支援を可能な限り一か所で提供するために集約させたものであり、いわば多機関連携の集約形態であると考える。したがって、ワンストップ支援の対象を性犯罪被害者に限定する必然性はなく、それ以外の被害者にも拡大していくべきであり、このことが被害者志向的な支援となると考えている。

なお本稿は、科研費の助成（課題番号：二六三八〇〇九六）に基づく今後の研究の足掛かりとして、犯罪被害者に対するワンストップ支援の拡大に関する筆者自身の基本的な見解を纏めたものである。⁽¹⁾

I ワンストップ支援とは

一 ワンストップ支援の概念

犯罪被害者に対するワンストップ支援について、我が国においては立法上の定義は存在しない。犯罪被害者等基本法の第一〇条においては「相談及び情報の提供等」、第一四条においては「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」についてそれぞれ規定しているが、これらは犯罪被害者に対する支援に関する規定ではあるものの、ワンストップ支援に対する直接的な根拠となりえるものではない。

ワンストップ支援の概念については、「第2次基本計画」における「V 重点課題に係る具体的施策」の「第2 精

神的・身体的被害の回復・防止への取組」の第一項一六号ならびに「第4 支援等のための体制整備への取組」の第一項七号の規定が参考になるように思われる。ここでは「ワンストップ支援センターの設置促進」として、「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下本項において『ワンストップ支援センター』という。）の設置を促進するため、以下の政策を推進する。」とし、⁽²⁾ 具体的な施策として、(ア)「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」の作成・配布、(イ)性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証及び結果の提供、(ウ)ワンストップ支援センターの啓発、協力が可能な医療機関の情報収集及び提供、(エ)医療機能情報提供制度における登録内容への、ワンストップ支援センターの施設内への設置の有無の追加が挙げられている。

このように第2次基本計画におけるワンストップ支援とは、性犯罪被害者に対して、ワンストップ支援センターにおいて提供される支援を意味しているといえよう。すなわち、性犯罪被害者に対して、「医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等」を行うことであると考えられよう。第2次基本計画におけるワンストップ支援では、性犯罪被害者のみを対象としたものであり、他の犯罪被害者に対する支援を前提とはしていないものである。そして、第2次基本計画において想定されているワンストップ支援センターとは、性犯罪被害者に対応するための拠点として機能する施設であるといえよう。

次に内閣府犯罪被害者等施策推進室『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引』地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために』（以下「手引」とする）においては、「ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の

心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより（以下略）」と説明されており、さらに「被害直後からの上記各種支援の全てを物理的に一か所で提供することは、各種支援を行う各機関がそれぞれの専門分野における支援を充実させ、かつ効率的に行うことと必ずしも両立するとは限らない。したがって、『総合的な支援を可能な限り一か所で提供する』とは、被害者を当該支援を行っている関係機関・団体等に確実につなぐことを含むものである」とも説明されている。⁽⁴⁾

すなわち『手引』におけるワンストップ支援とは、性犯罪被害者⁽⁵⁾に、被害直後からの総合的な支援、すなわち産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等⁽⁶⁾を、可能な限り一か所で提供することを意味するものであるといえる。ここで注目すべきは、ワンストップ支援を「可能な限り一か所で提供すること」と理解している点であろう。

性犯罪被害者に限らず、すべての犯罪被害者にとって、彼等が必要とする支援が一か所で提供されることは、支援提供が行われる場への連絡や移動に係る被害者の負担を軽減することや、被害者に対して迅速な支援を提供することが可能にするものであり、被害者志向的な施策であるということができよう。したがって、性犯罪者に限らず、すべての犯罪被害者にとって、彼等が必要とする支援が一か所で提供されることは、極めて理想的な犯罪被害者支援の形態であるといえる。しかしながらその一方で、犯罪被害者に対して必要な支援のすべてを一か所で提供する場合に、後述の通り、困難が伴う場合も考えられよう。第2次基本計画及び『手引』において想定されているワンストップ支援の内容を見た場合、これに係る個人・機関として、産婦人科医等の医師及び医療従事者、民間支援員、弁護士、臨床心理士、警察が挙げられるが、これらの個人・機関すべてを一か所に集中させることは相当困難であるように思

られる。『手引』においても、ワンストップ支援センターの形態として、①病院拠点型、②相談センター拠点型、③相談センターを中心とした連携型の三形態を挙げていることは、必ずしもいずれかの場所においてすべての支援を提供することが現実的ではないことの裏付けでもあるように思われる。したがって前述のように、ワンストップ支援を「総合的な支援を可能な限り一か所で提供する」ものと理解し、「被害者を当該支援を行っている関係機関・団体等に確実につなぐことを含」めてワンストップ支援を考えることが、適当であるように思われる。

我が国におけるワンストップ支援センターの例として紹介されている大阪府松原市の「性暴力救援センター・大阪」(通称「SACHICO」)。以下「SACHICO」とする)ならびに愛知県一宮市における「ハートフルステーション・あいち」は(9)いづれも、医療機関内に設置されているものである。これらの施設はいずれも、第2次基本計画が閣議決定される以前の二〇一〇年に開設された施設であるが、いずれの施設も性犯罪被害者支援に係るすべての個人・機関を一か所に集約させたものではない。(10)二〇一二年には、新たに東京に「性暴力救援センター・東京」(SARC東京)ならびに佐賀に「性暴力救援センター・さが」(さがEIRAI)が、いずれも医療機関内に設置されたが、(11)いづれの施設も相談や産婦人科医療が中心であり、警察や精神科医、弁護士等とは連携関係にあるように思われる。また相談センターを中心とした拠点型のワンストップ支援の例として、かながわ犯罪被害者サポートステーションに常駐の三者(神奈川県・神奈川県警察・神奈川被害者支援センター)と県産婦人科医会が、二〇一二年二月一日に、性犯罪被害者を連携して支援するための協定を締結したことが挙げられるが、(12)こちらは産婦人科医等の医療従事者が常駐するものではない。

これらの例にも見られるように、ワンストップ支援を「可能な限り一か所で提供する」と理解するほうが、現実的であるように思われる。

二 ワンストップ支援の目的・機能・支援内容等

次にワンストップ支援（及びワンストップ支援センター）の目的・機能・支援内容等について、『手引』を中心に概観することとする。

ワンストップ支援の目的について『手引』では、「被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするものである」と説明する。⁽¹³⁾すなわちワンストップ支援センターの目的としては、①被害者の心身の負担軽減、②被害者の健康の回復、③警察への届出の促進・被害の潜在化防止の三点が挙げられよう。

これらのうち、①及び②については、性犯罪被害者に特化したものではなく、他の犯罪被害者に対する支援においても、その目的として理解されるものであるといえよう。全国被害者支援ネットワーク編集『犯罪被害者支援必携』（以下「必携」とする）においても、「犯罪の被害に遭うことで、被害者はしばしば、予期せぬ様々な困難に直面する。救急の入院や病院での付き添い、介護、葬儀、生活費の工面、マスコミや、警察や、裁判への対応、転居、転職等、普段であつてもそれぞれに対応の難しい課題が次々と押し寄せてくる。犯罪被害者支援は、犯罪被害者が体験するような個人の対応能力を超える課題への対処を授け、被害の及ぼす影響を最小限にとどめ、その克服を促すために必要である」と説明されている。⁽¹⁴⁾被害者の心身の負担軽減や、被害者の健康の回復についても、「犯罪被害者が体験することのような個人の対応能力を超える課題への対処を授け、被害の及ぼす影響を最小限にとどめ、その克服を促す」ことに含まれると解釈しても、特段の不都合はないように思われる。

他方③については、性犯罪が暗数となりやすい罪種であると指摘されている点とも関連する¹⁵⁾。法務総合研究所が二〇一二年に実施した暗数調査においても、過去五年間に性的事件に遭った被害者のうち、捜査機関に届け出た割合は一八・五パーセントとなっており、我が国においても性犯罪は暗数になりやすいことが垣間見られる¹⁶⁾。いまさらいうまでもなく、犯罪及びその被害に対して適切な対応を行うためには、その前提として犯罪及びその被害の実態を出来る限り正確に把握することが必要となる。しかしながら暗数が多ければ、犯罪及びその被害の実態について正確に把握することが困難になることが考えられ、そのような意味においては、警察への届出の促進・被害の潜在化防止が、結果的により適切な被害者支援にもつながるといえよう。もともと、警察への届出の促進・被害の潜在化防止が、結果的により適切な被害者支援につながることは、暗数の多寡とは直接的には関係がなく、したがって性犯罪及びその被害者に限定されるものではない。

ワンストップ支援センターに求められる核となる機能について『手引』では、①支援のコーディネート・相談、②産婦人科医療（救急医療・継続的な医療・証拠採取等）を挙げている¹⁷⁾。『手引』ではまた、これら以外の支援については、当該支援を提供する関係機関・団体等に確実に含まないで、被害者がこれらの支援を受けられるようにすることで足りると説明している。すなわちワンストップ支援センターにおいては、①及び②以外の機能については、「可能な限り一か所で提供する」ことが、努力目標として掲げられるということになるう。

したがって、前述のとおり、ワンストップ支援センターとは、従来その必要性が主張されてきた多機関連携による被害者支援を可能な限り一か所で提供するために集約させたものであり、いわば多機関連携の集約形態であるといえよう。被害者支援の多機関連携については、『必携』においても、「被害者は、情報的、経済的、専門的（法律、心理、

医療、福祉等)、日常的な支援など様々な支援を必要とすることになるのである。しかし、このように広範囲な支援サービスは、一つの機関や専門家によってカバーできるものではない。(中略)多くの機関・専門家との協力・連携がなければ、被害者を支援することはかなわない。(中略)コーディネーターは、被害者の支援ニーズを明らかにして、ニーズを満たすための関係機関や専門家、社会資源に被害者をつなげ、素早く有効な協力・連携を可能にするものである」と説明されている。⁽¹⁸⁾すなわちワンストップ支援センターとは、『必携』でいうところの広範囲な支援サービスを、可能な限り一か所で提供するための施設であり、ワンストップ支援センターにおいて提供できない支援については、被害者のニーズを満たすための関係機関や専門家、社会資源に被害者をつなげることになろう。このような意味においては、ワンストップ支援センターは、より被害者の利便に配慮した多機関連携の形態であるといえよう。

ワンストップ支援における主な支援対象について『手引』では、強姦・強制わいせつ(未遂・致傷を含む)⁽¹⁹⁾とし、また産婦人科医療を核となる機能としていることに照らし、被害に遭ってから概ね一〜二週程度の、急性期の被害者が主な支援対象者であると説明している。⁽²⁰⁾また主な支援内容について『手引』では、①相談(被害者からの相談を受け付け、その後の相談・支援のコーディネーターにつなげられるよう、被害者の心身の状態に配慮しつつ、必要な情報を得ること等)、②医師・看護師等に確実につなぐこと(相談によって把握した被害者のニーズに基づき、産婦人科医療《医師・看護師等》に被害者を確実につなぐこと)、③産婦人科医療(診察、緊急避妊及び妊娠時の対応、性感染検査・治療薬、証拠の採取等)、④警察等関係機関・団体へ確実につなぐことと説明している。

II ワンストップ支援の対象拡大可能性

次に性犯罪以外の被害者に対して、ワンストップ支援の支援対象とする可能性について考えたいと思う。

第2次基本計画は、二〇〇九（平成二二）年九月から十一月までの間にかけて、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の要望を直接聴取することを目的とした全国七か所での要望聴取会において出された要望に基づき、基本計画策定・推進専門委員等会議での議論やパブリックコメント（国民からの意見募集）を経て閣議決定されたものである。⁽²¹⁾この要望聴聞会には合計三二団体が参加し、三団体から要望書の提出を受け、要望の総数は約二八〇にのぼったが、その要望の一つに「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの整備」があった。⁽²²⁾このように、第2次基本計画におけるワンストップ支援については、最初から性犯罪被害者に限定した形で議論が進められてきたものである。

しかしながら、前述のとおり、ワンストップ支援を被害者支援における多機関連携の集約形態と考えるのであれば、ワンストップ支援は必ずしも性犯罪者のみが必要とする支援とはいえないであろう。以下においてその根拠を述べることにする。

第一に、我が国における多機関連携の例として、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第二三条に基づく、「犯罪被害者等早期援助団体」への指定があるが、これに基づく支援は性犯罪被害者に限定されていない。このように、犯罪被害者支援に係る多機関連携について、特定の犯罪被害者に特化したものでないことは、前述した『必携』においても同様である。⁽²³⁾

また犯罪被害者等早期援助団体指定の目的を、同条一項にいう「犯罪被害等を早期に軽減すること」に求めるのであれば、警察と被害者支援民間団体によるワンストップ支援の確立こそが、より早期の支援を提供でき、被害軽減につながるように思われる。

第二に、犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議が二〇一〇年に発表した『犯罪被害者支援に関する調査分析結果報告書』では、警察による一四の被害者支援施策の中に「精神科医や心理カウンセラーとの連携」や「民間被害者支援団体との連携」の項目があるが、これらについて調査票への回答時である「現在まで知らなかった」と回答した犯罪被害者（被害者の家族・遺族を含む）が「精神科医や心理カウンセラーとの連携」四五・六パーセント、「民間被害者支援団体との連携」が四八・九パーセントと、それぞれ一四の項目の中で四番目と三番目に高い数字となっていた。⁽²⁴⁾ これらの施策について、警察と支援者・支援団体とがワンストップ支援を提供した場合であれば、これらの数字に変化が生じた可能性も否定しえないであろう。

第三に、『平成二四年版犯罪被害者白書』において、ワンストップ支援センターの設置促進に必要な調査・検討として、内閣府が二〇一一（平成二三）年一〇月から一二月に実施した性犯罪被害者一名に対する聞き取り調査における回答の一部が紹介されているが、ここで紹介されている回答においても、必ずしも性犯罪被害者に特化した問題とはいえないものも散見される。⁽²⁵⁾

第四に、第2次基本計画におけるワンストップ支援センターの設置促進は、犯罪被害者等基本法第一条及び二四条関係と位置づけられているが、前述のとおり、いずれの条文も、犯罪被害者に対する支援の根拠条文にはなりえないものの、性犯罪被害者に特化した支援を前提としたものではない。したがって、これらの条文は、性犯罪者に特化し

たワンストップ支援の根拠条文とはなりえないものと考ええる。

このように考えた場合、ワンストップ支援は、必ずしも性犯罪被害者に対してのみ必要なものではなく、出来る限り他の犯罪被害者に対しても提供していくことが、これまで以上に迅速かつ総合的な被害者支援につながるものと考え、我が国における被害者支援をさらに発展させるものであると思われる。

しかしながら一方で、我が国においては、性犯罪被害者に対するワンストップ支援が始動したばかりであり、現在のワンストップ支援を、早急にすべての犯罪被害者に拡大する方向で考えることは、困難であるように思われる。被害者が抱えるニーズや問題は、同じ罪種の被害者によっても異なることもあり、すべての罪種の被害者のニーズや問題に対して、ワンストップ支援で対応するには、時間がかかるように思われる。

したがって当面は、ワンストップ支援を、生命・身体犯の被害者（遺族を含む。以下同じ）にまで拡大する方向で考えていくべきであると考ええる。生命・身体犯の被害者を他の被害者に先行して対象とすべきであると考ええる理由としては、①刑法上、他の法益と比較した場合、より強く保護されていること、②犯罪被害者等給付金の対象となる場合が多く、これに関する情報の提供及び申請に係る支援等、より総合的な支援が必要と考えられること、③性犯罪被害者と同様、医療機関、警察、相談者の三者の関与が必要と考えられること等がある。

III 海外におけるワンストップ支援の状況

本章においては、筆者がこれまで視察した海外における犯罪被害者支援団体で、我が国における犯罪被害者に対す

るワンストップ支援の発展について考察する上で、参考になると思われるものを紹介したいと思う。

一 ニュージージーランド

最初にニュージージーランドについてであるが、ニュージージーランドにおいては、民間の被害者支援グループ (Victim Support Groups) (以下「VS」とする)⁽²⁶⁾ が各地に存在する。

一九八六年にギズボーン (ニュージージーランド北島東部の地域) にニュージージーランド初のVSが設置され、これを皮切りにニュージージーランド各地にVSが設置された。ニュージージーランドにおいては、一九七〇年代後半から八〇年代前半にかけて、暴力を受けた女性のための避難所 (Women's Refuge) の創設、レイプ・クライシス・センターの創設など、被害者に対する支援が活発化し始めた時期であった。VSの創設も、このような動向の中で生じたものであるといえよう。

一九九〇年には、一九八七年犯罪被害者法 (Victims of Offences Act 1987) を根拠として設置された「被害者問題特別委員会」(Victims Task Force) によるVSに対する評価が実施され、結論として、①警察の協力及び関与がVSの活動を成功させるために不可欠であること、②VSは被害者に対する初期介入 (Primary intervention) については、二四時間体制で提供すべきであること、③暴力を受けた女性のための避難所やレイプ・クライシス・センター等のあらゆる被害者支援機関との間における照会及び調整についての明確なガイドラインが必要であること、④ボランティアの人選な選抜及び訓練が必要であること、⑤VSが専門的なサービスを提供しようとするのであれば、一定額の資金が必要であること、⑥VSについての調整役となる全国的組織が早急に必要であること等が報告された。

また同年には「被害者問題特別委員会」の報告を受けて、それぞれ独立したニュージーランド国内のVSを取りまとめることを目的として、ニュージーランド被害者支援団体協議会 (New Zealand Council of Victim Support Groups) (以下「VS協議会」とする) が設立され、翌九一年には同協議会の第一回の年次総会 (Annual General Meeting) が開催された。一九九三年にはVS協議会のナショナル・オフィスが設立され、一九九五年には最初の常勤の代表 (Chief Executive) が任命されるなど、その活動は年を重ねる毎に活発化していった。さらに一九九七年には、VS協議会とニュージーランド警察との間で、「ニュージーランド警察とニュージーランド被害者支援グループ協議会との間の合意についての覚え書」 (Memorandum of Understanding between Her Majesty the Queen in Right of New Zealand Acting by and through Commissioner of Police the New Zealand Council of Victim Support Groups) が交わられた。

この覚え書では、警察側の役割として、①警察署内に各地区のVSの事務所を提供すること、②警察の通信設備、コンピューター、その他の事務機器、並びにその他の施設の利用をVSに対して認めること、③VSの訓練の一環として、警察のパトロール活動にVSスタッフの同行を認めること、④VS側に警察車両の利用を認めること、⑤VSに対する情報提供等について規定されている。またVS側の役割として、①各地区におけるVSが二四時間のサービスを提供すること、②危機介入のための警察からの緊急呼び出しについて、VSのスタッフが四五分以内に対応すること、③被害者に対して、適切な危機介入、他機関紹介及び継続的な援助を提供すること等について盛り込まれている。

現在、ニュージーランド国内には、七〇以上のVSが設置され、その多くが警察署の敷地内に事務所が設置されているが、このことがニュージーランドにおける被害者支援活動の大きな特徴であるといえよう。すなわち、警察署の

敷地内にV Sの事務所が設置されていることで、警察署に被害届等を提出に来た被害者が、その場でV Sスタッフによるカウンセリングを受けることが可能となるものである。これも被害者に対するワンストップ支援であり、いわば「警察署拠点型」のワンストップ支援センターとしての役割を果たすことができるものと考えられよう。⁽²⁷⁾

このようなニュージールランドにおける警察署拠点型のワンストップ支援であれば、特定の被害者に限定することなく、警察署を訪れたすべての被害者に対してV Sによる支援を提供することが可能であるといえよう。他方で、このようなワンストップ支援サービスの場合、医療支援を必要とする被害者に対して医療機関との連携等が必要となることは、言を俟たない。

V Sにおいては、そのサービスとして、カウンセリング及びその他のサービスへの照会、他機関との協働でのアドボカシーを挙げており、⁽²⁸⁾他の機関との連携を前提とした被害者支援を提供している。

二 大韓民国

ここでは、筆者が二〇一三年八月一日に訪問した大田女性・学校暴力被害者ワンストップ支援センター(은성여자·학교폭력피해자 ONE-STOP 센터) (以下「大田センター」とする)における支援を中心として、大韓民国(以下「韓国」とする)における犯罪被害者に対するワンストップ支援について論じていくこととする。⁽²⁹⁾

大田センターは、二〇〇六年に忠南大学(충남대학교)の大病院内に設立されたものであるが、この二〇〇六年とは、韓国国内に一一か所のワンストップ支援センターが設立された年でもある。⁽³⁰⁾大田センターが設立された当初は、性暴力被害に加え、家庭内暴力被害、学校(校内)暴力被害、性売買被害を対象とした支援を行っていたが、⁽³¹⁾現在同

センターでは性暴力被害を中心とした支援を行っており、他の被害については他の機関で専門的な支援を実施している。⁽³²⁾なお大田センターの運営にかかる費用については、七〇パーセントを国が支出し、三〇パーセントを大田市が支出している。

大田センターの組織としては、大学病院の院長がセンター長となり、その下に副センター長と運営委員会が存在する。そしてその下に、医療支援チーム（医療支援チーム）、法律相談支援チーム（法律相談支援チーム）、行政支援チーム（行政支援チーム）、捜査支援チーム（捜査支援チーム）が存在する。⁽³³⁾

医療支援チームは精神科医、産婦人科医、外科医等から成り、被害者の精神状態についての診察や、体液の採取、怪我の治療等の医療行為を実施する。⁽³⁴⁾医療支援については、応急的なものだけでなく、一か月後、三か月後、六か月後、一二月後といったような被害発生後の経過状況に応じた支援も対象となっており、継続的な医療支援を提供している。⁽³⁵⁾

心理支援を含む法律相談支援チームは、初歩的な相談業務に従事する他、専門的な法律問題について被害者に対する国選弁護士とのつなぎ役の役割を果たしている。⁽³⁶⁾また当該センターでは、臨床心理士も雇っており、臨床心理士による被害者支援も提供している。⁽³⁷⁾

行政支援チームは、センター内のスタッフの教育、学校における人形劇を用いた性暴力予防教育の実施、被害者同士が集まったのキャンプ等の業務に従事している。⁽³⁸⁾

捜査支援チームは、被害者からの事情聴取及び調書の作成、証拠採取等の捜査に関する業務について、大田地方警察庁（大田警察庁）から派遣された女性警察官が二四時間三六五日制で従事している。⁽³⁹⁾

大田センターの特徴として、①医療支援の中心が精神科医であること、②精神科医や臨床心理士等による継続的な支援を受けることが可能であること、③運営費用が全て公費で賄われていること⁽⁴⁾などが挙げられる。とりわけ大田センターにおける性暴力被害者支援について特筆すべきは、精神科医を中心とした継続的な支援を被害者に提供している点にあるといえよう。これに対し、我が国のワンストップ支援及びワンストップ支援センターに関する文献を散見する限り、我が国の性犯罪被害者に対する医療支援における中心的存在は産婦人科医であるように思われる。前述した『手引』においても、ワンストップ支援センターの核となる機能として、産婦人科医療を挙げている⁽⁴⁾。いまさらいうまでもなく、性犯罪被害者に対する初期の医療支援については体液の採取、緊急避妊措置、性感染症検査など産婦人科医の果たす役割が大きいといえよう。産婦人科医によるこれらの医療支援については、大田センターにおいても提供されているものである。

一方で継続的な医療支援の場合には、被害者の精神的なケアに対する関与など、精神科医の果たす役割の方が大きいと考えられよう。前述のとおり大田センターにおいては、被害発生後の経過状況に応じた継続的な医療支援を提供しており、精神科医が被害者の状況を見極めた上で支援の終了時期を判断している。これに対して我が国においては、前述のとおり、被害に遭ってから概ね一〜二週程度の急性期の被害者を主な支援対象者としており、『手引』によれば、被害者に対する精神的なケアについては、産婦人科医等から精神科医に紹介することや、臨床心理士等につきなくことを想定している⁽⁴⁾。

いまさらいうまでもなく、精神的なケアを必要とする被害者に対しては、精神科医や臨床心理士によるケアが確実に提供されることが重要であるが、ワンストップ支援という点に鑑みれば、産婦人科による医療支援が提供された場

所で精神科医や臨床心理士によるケアが提供されることが望ましいようにも思われる。一方で、体液採取や緊急避妊措置が実施された場所に被害者が通い続けるということが、却って被害者に対して苦痛となることも考えられよう。前述のとおり、ワンストップ支援の目的を、被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減することに見出すのであれば、精神科医や臨床心理士によるケアが提供される場所が産婦人科医による医療支援が提供された場所と同一の場合と異なる場合の、いずれが被害者の心身の負担を軽減することにつながるか検証する必要がある。

現在、韓国国内に一七か所の性犯罪被害者に対するワンストップセンターが存在するが、将来的には六〇か所を設置する予定であるという。⁽⁴³⁾

おわりに

以上において、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大について、ニュージーランド及び韓国の例も踏まえながら見てきたが、残念ながらこれらの国々における犯罪被害者に対するワンストップ支援の運用の詳細については、筆者自身、いまだ調べきれっていないのが現状である。したがって今後の研究としては、ニュージーランド及び韓国においてさらなる調査を進めていきたいと考えている。

またこれらの国々以外にも、アメリカ合衆国（以下「米国」とする）も調査対象国として含めたいと考えている。米国は、ワンストップ支援の元祖ともいえるレイブ・クライシス・センター等による危機介入について四〇年以上の

歴史を有しており、極めて興味深い研究対象国であると考えている。さらに同国においては、ジョージ・ブッシュ大統領の時代にワンストップ支援センター（米国では、One Stop Stopと呼ばれる傾向にある）の設立が促進されている。同大統領は、二〇〇三年にファミリー・ジャスティス・センターと呼ばれる施設を設置するための資金として二〇〇〇万ドルを拠出することを発表した⁽⁴⁴⁾。その際に、ベースとなったものがカリフォルニア州サンディエゴにあるファミリー・ジャスティス・センターであった⁽⁴⁵⁾。同センターは、ファミリーバイオレンスに対する包括的なサービスを提供する全米初の団体として知られており、二五を超える機関が一か所に集結しており、それ以外の機関とも連携をとっている⁽⁴⁶⁾。このように同センターは、犯罪被害者に対するワンストップ支援についての一つのモデルになると思われる⁽⁴⁷⁾。

これらの前提を踏まえ、今後は右記三か国における犯罪被害者に対する多機関連携及びワンストップ支援サービスについて、①三か国における多機関連携及びワンストップ支援の歴史・経緯（各国において、いつごろから、何を契機として多機関連携及びワンストップ支援が始まったか）、②多機関連携及びワンストップ支援の必要性（犯罪被害者に対する多機関連携及びワンストップ支援の必要性について、各国の研究者及び実務家はどのような見解を有しているか）、③多機関連携及びワンストップ支援の形態・内容・関与者（多機関連携及びワンストップ支援についてどのような形態で実施されているのか。また多機関連携及びワンストップ支援においては、誰が、どのような被害者を対象として、どのようなサービスを提供しているのか）、④多機関連携及びワンストップ支援の効果及び問題点（これらについて、各国の学者及び実務家はどのような認識を有しているのか）、⑤支援対象者の拡大可能性及びその阻害化要因（我が国においてワンストップ支援を性犯罪被害者以外に拡大することの可能性やその際に伴う問題点について、考えられる事項）、⑥ワンストップ支援センターの開設状況（事実上、

ワンストップ支援センターとして機能している機関を含め、ワンストップ支援センターがどの程度開設されているか)、⑦ワンストップ支援以外の多機関連携(犯罪被害者に対する支援として、一か所で提供されていない場合であっても、犯罪被害者に係る機関においてどのような連携が図られているか)等を中心に調査を進めていきたいと考えている。

またこれらの国々における例を調査する前提として、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援及び多機関連携をめぐる動向について、つぶさに観察することが必要であることは、言を俟たない。

幸い筆者は、科研費の助成に基づく研究に着手したばかりであり、今後研究を進展させ、最終的に、我が国にふさわしいワンストップ支援の対象被害者拡大について何らかの提言を行いたいと考える次第である。

(1) 本稿は、二〇一四(平成二六)年度から二〇一六(平成二八)年度にかけての科学研究費補助金基盤研究C(研究課題名「対象被害者拡大の観点に基づく我が国のワンストップ支援発展の条件に関する実証的研究」)(研究代表者…千手正治)の研究の一環として位置づけられるものである。

(2) 我が国における性犯罪被害者に対するワンストップ支援に関するものとして、佐々木静子「被害者支援体制をいかに創るか・連携を求めて」『被害者学研究』二二号(二〇一一年)一〇一―一一頁、内閣府『平成二四年版犯罪被害者白書』印刷通販株式会社(二〇一二年)一五―二七頁、内閣府犯罪被害者等施策推進室「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引・地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために」(http://www8.cao.go.jp/hanzai/kolryo/shen_tebiki/pdf/zenbun.pdf)、藤本哲也「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター」『戸籍時報』一九七号(二〇一三年)九五―九八頁、拙稿「我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援に対する一考察…大韓民国における性犯罪被害者に対するワンストップ支援センターを訪問して」『CCD』一一号(二〇一三年)四六―五八頁等。

(3) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書七頁。

(4) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書八頁。

我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察(千手)

(5) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書においては、「性犯罪・性暴力被害者」という表現が用いられているが、本稿では既に概念として確立されている「性犯罪被害者」という表現で統一した。無論筆者としても、内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書七頁において指摘されるように、警察で犯罪として扱われたもの以外は支援対象にはならないものと捉えるべきではなく、犯罪被害者に対するワンストップ支援については、警察への被害届等の提出を希望しない犯罪被害者に対しても、提供されるべきであると考えられる。

(6) 「捜査関連の支援」について、具体的に何を意味するのかについては明記されていないが、『内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書二四頁において「警察には、医療費の公費負担制度等の警察が行う各種被害者支援施策を的確に実施することにより被害者の身体的・精神的負担を軽減すること、及び証拠の散逸・滅失の防止による被疑者の早期検挙、同種事案の再発防止が求められている。支援者、医師等には性犯罪の潜在化防止の観点から、被害者の状態に配慮しつつも、被害の届出を促すことが期待される。支援者、医師等が警察に対する届出の意思を確認し、被害者が被害申告を希望する場合、被害に遭った場所を管轄する警察署に連絡を入れ、被害者を確実に警察につなげる。(中略) 具体的な連絡方法、連絡窓口等については、事前に管轄する警察署、警察本部の被害者支援担当課及び性犯罪捜査担当課と取り決めておく必要がある」と記載されている点に鑑みれば、捜査関連の支援とは、①警察による各種被害者支援施策を被害者が受けることができるための連絡、②被害者に対する被害届提出の促進等を想定しているものと考えられる。

(7) 「法的支援」については、内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書二二頁において、弁護士・法テラス等が挙げられている。

(8) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書一〇一―一四頁。

(9) SACHICO及びハートフルステーション・あいちについて紹介したものととして、小笠原和美「病院を拠点とする性犯罪被害者支援のための多職種連携」『警察学論集』六三巻一〇号(二〇一〇年)一一〇―一六頁、佐々木・前掲論文一〇六一―一〇七頁、曾根明文「性犯罪被害者対応拠点」(ハートフルステーション・あいち)の概要について『捜査研究』七三〇号(二〇一二年)二〇一―三〇頁、内閣府『平成二四年版犯罪被害者白書』一六一―一七頁、内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書四三―五九頁等。

(10) 内閣府・前掲白書一六一―一七頁によれば、『SACHICOでは、支援のコーディネート・相談等はSACHICO支援員が担い、産婦人科医療は、『阪南中央病院の外来診療』として常勤の女性医師六人がシフトを組んで担当しており、両者が共同事業の

- 形で、二四時間三六五日対応のワンストップ支援を行っている」と説明されており、警察官や弁護士等は常駐せず、連携関係にあるようである。同様に、ハートフルステーション・あいちについては、「愛知県警察が設置・運営主体となり、支援のコーディネート・相談等を社団法人（現公益社団法人）被害者サポートセンターあいちに、産婦人科医療を医療法人大雄会に、それぞれ委託して性犯罪被害者へのワンストップ支援を行っている」と説明されており、愛知県警察の支援担当警察官は常駐しているものの、精神科医・カウンセラーや弁護士等については、「引継」と説明されており、常駐はしていないようである。
- (11) 「性暴力救援センター・東京」については (<http://mobilesaq-en.nym.jp/>) 参照、「性暴力救援センター・さが」については、(<http://www.avance.or.jp/mirai.html>) 参照。
- (12) 当該協定については、「神奈川県被害者支援センター」の H d (http://www.kanagawa-vs.or.jp/pdf/sanhujinka_kyoutei.pdf) 参照。これによれば、神奈川県内六五の医療機関が協力を了承したという。また「相談センター拠点型」もしくは「相談センターを中心とした連携型」のワンストップ支援センターの例について紹介したものととして、日本弁護士連合会「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」(二〇一三年) 五頁参照。
- (13) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書七頁。
- (14) 山上皓「犯罪被害者支援の必要性」全国被害者支援ネットワーク編集『犯罪被害者支援必携』東京法令出版(二〇〇八年)七頁。
- (15) この点について説明したものととして、藤本哲也編『演習ノート刑事政策(第10版)』法学書院(二〇一〇年)一三頁。
- (16) 法務省法務総合研究所編『平成二四年版犯罪白書』日経印刷(二〇一二年)二〇五頁。ただし、ここでいう「性的事件」とは、「強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とならない行為を含む」と定義されており、性的事件が必ずしも法律上の性犯罪となるものではないことに注意すべきである。また、被害者を対象とした暗数調査の場合、本人は法律上犯罪となる事件の被害を受けたと感じているものの、客観的に見れば法律上の犯罪とはならない場合も考えられることに注意すべきであろう。
- (17) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書八頁。
- (18) 関根剛「犯罪被害者支援における関係機関・団体の連携」『犯罪被害者支援必携』四三頁。
- (19) 法務省法務総合研究所が毎年発行している「犯罪白書」においては、性犯罪による被害として、強姦及び強制わいせつの認知件数を引用しており、法務省の見解における性犯罪とは、強姦及び強制わいせつを意味するものであると考えられる。

- (20) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書一四頁。
- (21) 内閣府『平成二三年版犯罪被害者白書』佐伯印刷(二〇二一年)二一六頁
- (22) 内閣府『平成二三年版犯罪被害者白書』三頁。
- (23) 関根・前掲論文四三―四七頁。
- (24) 犯罪被害者支援に関する調査研究分析評価会議『犯罪被害者支援に関する調査分析結果報告書』(二〇一〇年)(<http://www.npa.go.jp/higaisya/higaisya6/houkoku.pdf#search=%E7%8A%AF%E7%BD%A%E8%A2%AB%E5%AE%B3%E8%0%85%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%A%B%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E8%AA%BF%E6%9F%BB>) 4頁。
- (25) 内閣府『平成二四年版犯罪被害者白書』一五―一六頁。ここで紹介されている回答の中でも「事情を話してから、ここで適切な支援を受けられないと判明することが多く、苦痛であった」、「ここで話は聞けない」と言われた、三回電話して、三回とも別の所を紹介すると言われた。しかし、紹介された先でも「別のところへ」とふられた」等の事例は、性犯罪被害者のみに起こりうるものではなく、すべての被害者に起こりうることであるといえよう。
- (26) VSについては(<http://www.victimsupport.org.nz/>)参照。またVSについて紹介したものとして、富田信穂「ニュージーランドの被害者政策」『被害者学研究』九号(一九九九年)六七―八二頁、拙稿「ニュージーランドにおける被害者支援(Victim Support)グループ：その概要」『比較法雑誌』三六卷一号(二〇〇二年)一〇三―一四頁、同「ニュージーランドにおける犯罪被害者政策…修復的司法ならびに被害者支援グループを中心に」日本ニュージーランド学会Ⅱ東北公益文科大学ニュージーランド研究所編『小さな大國』ニュージーランドの教えるもの…世界と日本を先導した南の理想郷』論創社(二〇一二年)一五二―一六九頁等。
- (27) 筆者は、ニュージーランド南島の都市クライストチャーチにて窃盗被害の経験がある。筆者はその際、クライストチャーチ市内の警察署を訪れたが、警察署内にVSの事務所が設置されていた。そして盗犯担当の警察官との話合終了後、VSの事務所を訪ね、カウンセリングを受ける機会に恵まれた。その際に筆者自身、警察署内にVSの事務所が設置されていること、いかにすれば警察署を拠点としたワンストップ支援の意義について身をもって感じた次第であった。
- (28) Victim Support, “What We Do.” (<http://www.victimsupport.org.nz/get-help/what-we-do>) .
- (29) 韓国におけるワンストップ支援センターについて紹介したものと、小笠原和美「性暴力犯罪対策に関する考察」『警察

- (39) 「진 악성·학교폭력 피해자 ONE-STOP 지원센터」 「진 악성·학교폭력 피해자 ONE-STOP 지원센터」 「나미브」に大田センタースタッフの説明による。なお性暴力被害者が被害届を提出せず、当該センターでの相談のみを希望する場合には、捜査支援は対象とならないが、そのような場合であっても、その他の支援については受けることができるという。
- (40) 我が国におけるワンストップ支援センターの資金的な問題について言及したものとして、小笠原和美「病院を拠点とする性犯罪被害者支援のための多職種連携」一六六頁、曾根・前掲論文二八―二九頁等。
- (41) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書九一―一〇頁。
- (42) 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書二〇頁。
- (43) 前述した大田センタースタッフの説明による。なお当該スタッフの話によれば、このようなワンストップセンターの増設は朴槿惠^{박근혜}韓国大統領のイニシアチブによるものであると指摘する。
- (44) United States Department of Justice: Office on Violence against Women, “The President’s Family Justice Center Initiative: Best Practices.” (http://www.justice.gov/archives/ovw/docs/family_justice_center_overview_12_07.pdf#search=The+President%E2%80%99s+Family+Justice+Center+Initiative+justice) .
- (45) *Ibid.*, 同文書においては、「サンディエゴ・ファミリー・ジャスティス・センターは、包括的な被害者サービス及び支援センターの、国内及び国際的なモデルとして称賛されている」と指摘されている。
- (46) San Diego Family Justice Center. (<http://www.sandiego.gov/sandiegofamilyjusticecenter/>) .
- (47) もっとも筆者が二〇一四年九月八―一〇日にかけて米国カリフォルニア州における犯罪被害者に係る研究者及び支援団体に対して実施した面接調査においては、サンディエゴのファミリー・ジャスティス・センターのようなワンストップ支援センターの形態による被害者支援は、必ずしも全米において一般的ではなく、一部の都市部においてのみ見られるとの指摘もあった。同調査においては、とりわけ地方においてワンストップ支援センターの設置が困難な理由として、①ワンストップ支援センターを設立するための財政的基盤、②面積の広いカウンティにワンストップ支援センターを設置した場合、犯罪被害者が当該ワンストップ支援センターに向くために相当な時間がかかってしまうこと、③面積の広いカウンティにワンストップ支援センターを設置した場合、これまでカウンティ内に点在していた犯罪被害者支援関連機関が一か所に集中することになり、犯罪被害者支援関連機関が存在しない空白地が出来てしまう可能性があること等が挙げられた。また同調査では、

ワンストップ支援センターそのものの設立に反対する意見もあり、その理由として、①様々な機関が一か所に集まることで、被害者に関する情報の漏洩が起る可能性があること、②他の機関から被害者に対して圧力がかけられる可能性があること等が挙げられた。とりわけ警察などの法執行機関と空間を同じくすることについて、危惧する声が強かった。その理由としては、法執行機関は元来犯罪捜査を行う機関であり、その必要性のために被害者に協力を求めることが、時として被害者に対する事実上の圧力になり、被害者支援を阻害することになる可能性があるというものであった。したがって、米国におけるワンストップ支援について考察する際には、これらの現状及び指摘も踏まえる必要がある。

(常磐大学准教授)